古河市防災協力事業所登録制度に関するQ＆A

Q1

　本要綱第６条に「防災協力事業所は、災害時において、次に掲げる活動のうち、協力することが可能なものについて、自らの判断で地域と連携して実施するものとする。」とありますが、事業所側としては、市からの指示がないと、何をすればよいかの判断ができないかもしれません。市からの指示はないのでしょうか？

A1

　当制度は、各事業所が「ボランティア精神」に基づき、当該事業所が立地する地域付近に限定して「防災活動」を実施していただくことを基本としています。

　このため、大規模災害時においては、自ら地域の状況を把握していただき、自発的な防災活動を実施していただきます。

　大規模災害時は、行政機関も被災し、消防や警察等の支援が充実するまでにある程度時間がかかることも予測されるため、この間の応急活動等が期待されます。

　但し、本要綱第６条第２項にあるように、事業所等に対して市から協力活動の要請をお願いすることも想定しておりますので、ご承知おきください。

Q2

　「防災協力事業所登録制度」における災害とは、どのような災害を想定しているのでしょうか。また、支援する期間は、どのくらいの期間なのでしょうか。

A2

　災害の種類とは、地震・風水害・雪害等の自然災害全般を想定しています。

　また、支援する期間は、事業所等の本来の業務に支障のない範囲の期間とします。

Q3

　「防災協力事業所登録制度」において、協力する範囲は、市内全域ということになるのでしょうか。

A3

　当制度の基本は地域の自主防災活動の範囲を想定していますので、事務所等の周辺地域になると考えています。このため、登録された事業所等は、当該事業所等が立地する地域（自治会等）の防災活動に参加し、お互いに連携を深めていただきたいと考えています。

Q4

　登録に際し、研修や講習を受ける必要があるのですか。

A4

　特に研修や講習を受ける必要はありません。

Q5

　本要綱第５条に、平常時の協力について活動内容の記載がありますが、必ず行わないといけないのでしょうか。

A5

　必須ではありませんが、地域の防災活動を行う上で、地域（自治体等）と「顔が見える関係」を築くことが重要であると考えています。そのために可能な限り、ご協力くださいますようお願いします。

Q6

　事業所等が行った防災活動について、市に報告する必要はありますか。

A6

　ボランティアで実施した防災活動に対しては、市への報告は不要ですが、本要綱第６条第２項に基づいて、市より協力活動の要請を行った場合に限り、防災協力実施結果連絡票（様式第４号）の提出をお願いします。

Q7

　本制度を登録することで、どのようなメリットがあるのでしょうか。

A7

　以下のメリットが考えられます。

　（１）当該事業所等が立地する地域（自治会等）に貢献できる機会が得られ、地域の信頼や親密度を高める効果が期待できます。

　（２）名刺・広告への掲載などで、対外的に広報することができ、社会貢献度の高い事業所としてイメージアップを図ることができます。

　　　　但し、広告内容等については、事前に相談をお願いします。

Q8

　「災害時応援協定」と「防災協力事業所登録制度」の違いについて教えてください。

A8

災害時応援協定では、企業又は業界団体等と市の間で、災害時の協力活動を協定書や覚書などで規定するもの。この場合、ご提供いただく人的・物的支援の対象は、特定の地域に限定されることはありません。また、市からの要請に基づき、協定内容を実施していただきます。

一方、本制度は、基本的には防災協力事業所等が、当該事業所等が立地する地域（自治会等）に対して災害時の防災活動を提供する制度です。個々の事務所等が、各々の判断で可能な範囲で地域の防災活動に貢献することができます。

Ｑ9

　登録内容を変更したい場合、どうすればよいですか。

Ａ9

　防災協力事業所登録届（変更）（様式第１号）を提出してください。

Ｑ10

　登録を抹消したい場合、どうすればよいですか。

Ａ10

古河市防災協力事業所登録抹消届出書（様式第５号）を提出してください。その際、登録時にお渡しした登録証を返却してください。